

様式第2号

「令和8年度 四国森林管理局販売委託業務」 企画競争説明書

1 業務の概要

国有林野の産物について問屋業者に販売業務を委託する。

2 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 企画提案書の作成方法

下記(2)に掲げる各記載事項について、別紙「四国森林管理局販売委託業務企画提案書」に記述し作成すること。

ただし、参考資料を別途添付することは差し支えない。

(2) 企画提案書の記載事項

○基本事項

- ・氏名又は名称及び代表者並びに住所又は主たる事務所の所在地
- ・法人の場合にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿
- ・事業の沿革及び現況
- ・最近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

○企画の提案

項目	記載に際しての留意点
1 取引先	・販売業務受託の取引相手方を記載すること。
2 実施体制	・職員総数及び市売担当職員数を記載すること。
3 販売経費	・委託販売に係る権積料及び販売手数料を記載すること。 (樹材種等により異なる場合はその区分ごと)
4 自動選別機	・自動選別機の有無 ・自動選別機の利用が可能な場合は、利用料等を記載すること。
5 販売方法	・高品質材の取扱状況について記載すること。
6 事務処理等	・事務処理における指定様式の作成及び提出方法等について記載すること。
7 特色	・取扱う樹材種、径級等について記載すること。 ・集客能力等について記載すること。 ・市売等開催状況について記載すること。 ・原木・製品市場併設状況について記載すること。
8 能力・取組	・営業利益の実績について記載すること。 ・特定樹材種の有利販売の実績について記載すること。 ・新たな販路及び顧客の確保の取組について記載すること。
9 実績	・国有林・民有林別の取扱数量及び販売金額を記載すること。 ・高品質材等の主要な取扱樹種を記載すること。 ・特筆すべき高値販売実績を記載すること。
10 信頼性	・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定取得状況を記載すること。
11 その他	・地域に貢献した事例等を記載すること。 ・過去に表彰された事例等を記載すること。

(3) 企画提案書の無効

企画提案書に虚偽の記載があった場合、提出した提案書は無効とする。虚偽の記載の発覚が登録後であっても同様とする。

また、企画提案書の内容が遵守されていない場合は、選定後であっても選定自体を無効とする。

3 企画提案書の選定

提出された企画提案について、四国森林管理局内に設置する審査委員会において審査を実施し、販売業務を委託する問屋業者を選定する。

結果については書面により通知するとともに、四国森林管理局にてとりまとめ、森林管理局ホームページにおいて公表するものとする。

なお、具体的な販売委託業務については、委託する樹材種、数量、当該問屋業者の特色や能力等の因子を考慮して行う。

4 企画提案書の提出方法

(1) 提出方法

上記2に掲げる企画提案書を作成し、期限まで必着とする。

(2) 提出場所

ア 持参又は郵送による提出先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号

四国森林管理局森林整備部資源活用課（四国森林管理局本庁舎4階）

イ 電子メールによる提出先

E-Mail : shikoku_katuyo@maff.go.jp

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時00分必着

5 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 選定されなかった場合にも、企画提案書（郵送、持参の場合）は返却しない。

(3) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 本公告に基づき選定された市場であっても、事業実行上の理由により委託されない場合等の異議は一切申し立てることはできない。

(5) 販売委託業務については、産物の交付場所から販売地点までのトラック輸送を含む業務とする。

(6) 本企画競争への参加を希望する者は、別紙2「暴力団排除に関する誓約事項」について事前に確認をしなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。

(7) 企画提案書の作成時点については、「令和7年12月31日現在」とする。

(8) 受託を希望する市場が複数ある場合は、企画提案書を受託を希望する市場ごとに作成すること。

6 合法材に関する取組等

選定された問屋業者は、販売委託業務を受託した場合にあっては、当該産物が「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであること」を需要者にPRするよう努めるものとし、森林管理署等は、委託問屋業者に対して取組状況に係る報告を求めるものとする。

7 適格請求書の交付

(1) 受託人は、委託物品の販売にあたっては、買受人に対し、消費税法（昭和63年法律第308号）に基づく適格請求書の交付を行うものとする。

交付にあたっては、受託人が適格請求書発行事業者である場合は、受託人の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付し、適格請求書発行事業者でない場合は、委託人の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付するものとする。

なお、委託人は、委託契約書に登録番号を明記するものとする。

(2) 受託人は、販売結果報告書の提出に合わせて、買受人に交付した適格請求書の写し等を以下のとおり提出するものとする。

ア 媒介者交付特例による場合

受託人は、買受者に対して発行した適格請求書の写し又は適格請求書と相互の関連が明確な精算書等の書類等について、販売結果報告書とともに委託人へ提出するものとする。

イ 代理交付による場合

受託人は、買受者に対して代理交付した適格請求書の写しについて、販売結果報告書とともに委託人へ提出するものとする。

ウ 消化仕入方式による場合

受託人が発行する仕入明細書等については、委託者の登録番号や適用税率、消費税額などの適格請求書として必要な事項が記載されているものとするほか、委託契約書及び販売結果報告書との関係性が判る内容が記載されているものとする。

また、受託人は、発行した仕入明細書等について、販売結果報告書とともに委託人へ提出の上、委託人の確認を受けるものとする。

8 電子メールによる申請に係る留意事項

(1) 電子メールによる申請を行う場合は、本公告8に掲げる照会窓口まで着信確認の連絡を行うこと。

(2) 添付データの最大容量については、電子メール1通につき6MB以下とすること。容量の関係で電子メールを分割して分割する場合は、下記事項を着信確認時に連絡すること。

ア 電子メールを分割して送信していること

イ 電子メールの送信回数